

特別区人事・厚生事務組合競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、工事の請負等について、特別区人事・厚生事務組合（以下「組合」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項等を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、特別区人事・厚生事務組合契約事務規則（平成17年特別区人事・厚生事務組合規則第1号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

(入札参加者の資格)

第3条 特別の理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者、契約者又はその代理人となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 拘禁刑以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者
- (3) 前2号のいずれかに該当する者を代表者とする者又は契約の締結若しくは履行に関し、代理人として使用する者
- (4) 特別区人事・厚生事務組合競争入札参加資格者指名停止基準（平成12年10月12日特総庶第510号）に定める措置要件に該当する者
- (5) 特別区人事・厚生事務組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年1月31日24特総総第834号副管理者決定）による入札参加除外者

(出入禁止処分)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると組合が認めた者（その者が代理人、支配人その他の使用人である場合を含む。）は、2年以内の管理者が定める期間競争入札に参加させない。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の処分を受けた者は自己の行為によると代理人、支配人その他の使用人の行為によるとを問わず、以後2年間は契約者となることができない。

(入札参加資格の取消)

第5条 組合は、一般競争入札に参加する資格を有することの確認（以下「資格確認」という。）を受けた者及び指名競争入札の指名（以下「指名」という。）を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに組合に届け出なければならない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1条各号に掲げる者

2 組合は、前項各号のいずれかに該当した者に対して行った資格確認及び指名を、特別の理由がある場合を除き取り消す。

3 資格確認を受けた者及び指名を受けた者について、経営、資産又は信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

4 資格確認を受けた者及び指名を受けた者が前条第1項各号のいずれかに該当することとなった日から2年を経過していないことが判明したときは、当該資格確認及び指名を取り消す。

5 次の各号のいずれかに該当すると組合が認めた場合には、競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。

(1) 入札参加者若しくは入札参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加者の経営に実質的に関与しているとき。

(2) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

(3) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されうる関係を有しているとき。

(5) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は、その見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を入札前まで

に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に組合若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと組合が認めたとき。

(入札保証金の納付)

第7条 入札参加者は、前条の入札保証金を入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い納付しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第8条 入札参加者は、第6条第1号によろうとするときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を組合に提出しなければならない。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第9条 入札保証金は、次に掲げるものを担保として代用することができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府保証のある債券
- (3) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (4) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行が引受け、保証又は裏書をした手形
- (6) 銀行に対する定期預金債権
- (7) 銀行の支払保証書

(入札の基本的事項)

第10条 入札参加者は、組合から指示された図面及び仕様書に記載された事項その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 図面及び仕様書等に誤記又は脱落があった場合において当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、単価による入札の指示があった場合には、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示

してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札辞退の自由)

第12条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者に直接又は郵送により提出するものとする。

(2) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第13条 入札参加者は、入札の公告において明示された所定の日時、場所及び方法に従い別に定める書式により入札書を契約担当者に提出しなければならない。

2 入札書には、件名、金額、入札年月日、宛名、住所及び氏名を記載し、押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）しなければならない。

3 入札参加者は、入札の公告において明示されている場合には、入札時に積算内訳書又はこれに準ずるものを添付した資料に必要事項を記載し、記名押印の上提出しなければならない。

(入札書の書替等の禁止)

第14条 入札参加者は、その提出した入札書の書替え、引替え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納めていない者のした入札

(3) 入札書が所定の日時まで、所定の場所に到着しないもの

(4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの

(5) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの

(6) 他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理人となった者によるもの

(7) 前各号のほか入札条件に違反したもの

(開札)

第16条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札参加者を立ち合わせて行う。

(落札者)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、

工事又は製造その他の請負の場合においては、次条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とするところがある。

(最低価格の入札参加者以外の者を落札者とする場合)

第18条 工事又は製造その他の請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とするところがある。

(低入札価格調査制度)

第19条 工事又は製造その他の請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査されることとなったときは、落札の決定を保留し、当該決定は後日行うものとする。この場合において、入札参加者は、当該調査に協力するものとする。

(最低制限価格)

第20条 工事又は製造その他の請負の競争入札において、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(入札の回数)

第21条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、再度の入札を行う。再度の入札をするときは、初度の入札に対する入札保証金をもって再度の入札に対する入札保証金とみなす。ただし、予定価格が事前に公表されている場合は、入札回数は1回とし、1回で落札しない場合は不調とする。

(くじによる落札者の決定)

第22条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(契約保証金)

第23条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に組合若しくは他の地方公共団体又は国と規模及び種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行

しないこととなるおそれがないと組合が認めるとき。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第24条 第7条から第9条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第7条中「入札参加者」とあるのは「落札者」と、第8条中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第9条中「銀行の支払保証書」とあるのは「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証」と、それぞれ読み替えるものとする。
(議会の議決を経なければならない契約)

第25条 予定価格が1億5千万円以上の工事若しくは製造の請負又は予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払いに関する競争入札の場合においては、特別区人事・厚生事務組合議会の議決に付し、可決された後契約を確定させるものとする。

(前払金の対象)

第26条 前金払は、工事の競争入札について、入札公告において入札条件として当該工事が前金払対象予定工事である旨を明示したものについて行う。

(前払金の率等)

第27条 前払金は、契約金額の4割を超えない(10万円未満の端数は切り捨てる。)範囲内で4億円を限度として支払うことができる。

(翌年度以降にわたる工事の特例)

第28条 前払金は、翌年度以降に渡る工事についても、原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事については、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

(前払金の請求)

第29条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定を適用し、登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を提出しなければならない。

(前払金に関する特例)

第30条 前4条に定めるもののほか、前払金については、入札条件及び契約条項の定めるところによる。

見本 1（入札書）

入札書

件名

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

上記金額をもって請け負うため、競争入札参加者心得及び契約条項を承諾のうえ、入札します。

年 月 日

殿

住 所

氏 名 印

(法人の場合は名称及び代表者氏名)

特別区人事・厚生事務組合
管理者 殿

件名

住所
氏名